

付表 1 認定サブスキーム及び認定範囲分類

認定基準	認定サブスキーム	認定範囲分類	要員認証に適用する規格
JIS Q 17024 (ISO/IEC 17024)	溶接技術者・技能者	溶接管理技術者	JIS Z 3410 (ISO 14731)
		溶接技能者	JIS Z 3801 JIS Z 3805 JIS Z 3821 JIS Z 3831 JIS Z 3841 JIS Z 3891
		溶接士	*1 参照
	マネジメントシステム審査員	品質マネジメントシステム審査員(*2)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-3 (ISO/IEC 17021-3)
		環境マネジメントシステム審査員(*3)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-2 (ISO/IEC 17021-2)
		情報セキュリティマネジメントシステム審査員(*4)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006)
		食品安全マネジメントシステム審査員(*5)	JIS Q 19011 (ISO 19011) ISO/TS 22003
		労働安全衛生マネジメントシステム審査員(*6)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-10 (ISO/IEC TS 17021-10)
		その他(*7)	—
	その他(*7)	—	—

*1：以下が、溶接士の認証規格

- a) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 51 号)
- b) 発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)
- c) 電気事業法第 5 2 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて

(平成 24 年 9 月 19 日 20120919 商局第 71 号)

- d) 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)
 - e) 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 及び以後の改正分含む)
 - f) 日本機械学会規格 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2007, 2012/2013)
 - g) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則 (平成十二年総理府令第百二十三号)
 - h) 加工施設、再処理施設及び使用施設等に係る溶接検査に関する運用要領(平成 26 年 2 月 26 日 原管研発第 1402266 号)
 - i) 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (昭和六十二年総理府令第十一号)
 - j))試験研究用等原子炉施設に係る溶接検査に関する運用要領 (平成 26 年 2 月 26 日 原規研発第 1402262 号)
 - k) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成十二年通商産業省令第百十三号)
 - l) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈(平成 28 年 2 月 15 日 原規技発第 1602151 号)
 - m) 日本機械学会規格 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (JSME S FA1-2007)
 - n) 核燃料物質の使用等に関する規則 (昭和三十二年総理府令第八十四号)
- *2 : JIS Q 9001 (ISO 9001) 品質マネジメントシステムの審査を行う審査員
- *3 : JIS Q 14001 (ISO 14001) 環境マネジメントシステムの審査を行う審査員
- *4 : JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) 情報セキュリティマネジメントシステムの審査を行う審査員
- *5 : ISO 22000 食品安全マネジメントシステムの審査を行う審査員
- *6 : JIS Q 45001 (ISO 45001) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査を行う審査員
- *7 : この手順の 4.3 を参照